

大野市工事費内訳書事務取扱要領

第1 目的

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）の趣旨を踏まえ、大野市（以下「市」という。）が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定める。

第2 対象工事

市が発注するすべての建設工事とする。

第3 提出時期

工事費内訳書は、入札時に入札書に添付して提出するものとする。

第4 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の様式は任意とし、別紙「工事費内訳書作成例」に準じて作成し、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事名及び工事場所を記載する。

なお、工事費内訳書の工事価格は入札額と同額とし、内訳は、当該工事の閲覧に供した設計書の項目に対応させて作成し、一式値引きやマイナス計上（スクラップ控除を除く）を設けないものとする。

第5 入札の無効

次に該当する場合は、原則として入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）
- (2) 当該内訳書と無関係な書類である場合
- (3) 他の工事又は他の入札参加者が積算した工事費内訳書と認められる場合
- (4) 入札書の金額と工事内訳書の工事価格が不一致の場合
- (5) 一式値引きやマイナス計上の項目が記載されている場合
- (6) その他不備がある場合

第6 提出された工事費内訳書について

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消し）は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、大野市情報公開条例（平成16年条例4号）第7条の非公開情報に該当するものとし、公開対象としない。

第7 その他

工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積を行っていないと認められる場合には、大野市契約規則（平成9年規則第8号）第20条に該当する、又は、大野市入札心得に違反するとして、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続き終了後、「大野市建設工事等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく措置が行われる場合がある。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日以降の入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。